

第9回 西区協議会

日時：令和4年2月24日（木）

午後1時30分～

会場：舞阪協働センター1階 ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項

第14号 令和3年度西区地域力向上事業（助成事業）の提案について

第15号 令和4年度西区地域力向上事業（助成事業）の提案について

4 その他

(1) 地域課題について意見交換

(2) 今後の開催予定

5 閉会

第9回西区協議会 協議・報告資料

(1) 協議事項

第14号 令和3年度西区地域力向上事業（助成事業）の提案について
… P. 1

第15号 令和4年度西区地域力向上事業（助成事業）の提案について
… P. 5

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度西区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>令和3年度の西区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」（第2次募集）に提案のあった事業について、採択の可否を判断するにあたり西区協議会に意見を求めるもの。</p> <p>◎採択までの流れ</p> <p>① 西区行政推進会議にて審議（R4.2.8開催） ② 西区協議会にて協議、意見聴取（R4.2.24開催） ③ 採択の可否決定（R4.2月末予定）</p> <p>※地域力向上事業 市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区 の特性を活かした事業や課題を解決する事業</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>《令和3年度提案 1件》</p> <p>【提案団体】 神ヶ谷町子ども会 【事業名】 気球に乗って神久呂の町を眺めよう *1回目（50%以内）</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）					
担当課	西区区振興課	担当者	山本 淳	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」 提案事業

番号	1	新規・継続	新規	採択回数	1回目(50%以内)
事業名	気球に乗って神久呂の町を眺めよう				
提案団体	神ヶ谷町子ども会				
実施時期	令和4年3月19日(土) ※雨天予備日 20日(日)				
実施場所	浜松市立神久呂中学校				
参加予定人数	団体スタッフ 8名、参加者 250名				
総事業費	216,000円 需用費:15,000円 使用料及び賃借料:201,000円				
事業の目的	熱気球に搭乗し、違った角度から町を眺めることにより非日常体験をしていただき、子どもから大人まで神久呂の素晴らしさを体感してもらう。 思い出作りと今後の地域発展を願って開催する。				
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・神ヶ谷町在住小学1～6年生の児童の希望者、地域住民及び神久呂地区4町(神ヶ谷・神原・西山・大久保)自治会関係者に熱気球に乗ってもらい、空から神久呂の素晴らしさを感じていただく。 ・後日、自治会連合会を通じて4町へ活動報告などを回覧する。また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、写真展等の開催も検討する。 				
事業効果	熱気球が浮かんだ瞬間の感動・空からの眺めは子ども達の感受性を豊かにし、また強く思い出に残るものである。大人にも住み慣れた町の良さを再認識していただき、コロナ禍で縮小傾向であった各行事が再開した際には、一致団結して開催できることを願っている。また、神久呂地区4町の関係団体に告知することで今後の自治会・子ども会運営、4町協働イベントの足掛かりにしたい。				
行政推進会議における審査結果			市執行上限額	108,000円	
<p>【審議・採点】</p> <p>25点満点中 17.1点</p> <p>【審査結果】</p> <p>採択の対象と考える。</p> <p>【委員から出た意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一自治会の子ども会でのイベントではあるが、目的がしっかりとしており神久呂地区内の各自治会や子ども会との連携も意識しての計画は好感が持てる。 ・コロナ禍での対策を充分考慮して計画されており、続けて頂きたい魅力的な活動である。 ・当イベントが子ども会活動の活性化や、神久呂地区4町の更なる連携の足掛かりとなることを期待している。 					

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和4年度西区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>令和4年度の西区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に提案のあった事業について、採択の可否を判断するにあたり西区協議会に意見を求めるもの。</p> <p>◎採択までの流れ</p> <p>① 西区行政推進会議にて審議（R4.2.8開催）</p> <p>② 西区協議会にて協議、意見聴取（R4.2.24開催）</p> <p>③ 採択の可否決定（R4.2月末予定）</p> <p>※地域力向上事業</p> <p>市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区の特性を活かした事業や課題を解決する事業</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>《令和4年度提案 1件》</p> <p>【提案団体】 特定非営利活動法人 浜名湖フォーラム</p> <p>【事業名】 浜名湖自然観察会</p> <p style="padding-left: 40px;">* 2回目（40%以内）</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）					
担当課	西区区振興課	担当者	山本 淳	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和4年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」提案事業

番号	1	新規・継続	継続	採択回数	2回目(40%以内)
事業名	浜名湖自然観察会				
提案団体	特定非営利活動法人 浜名湖フォーラム				
実施時期	令和4年4月～6月(全6回を予定)				
実施場所	弁天島海浜公園				
参加予定人数	団体スタッフ 5名、参加者 150名				
総事業費	424,000円 報償費:30,000円 需用費:150,000円 役務費:24,000円 委託料:70,000円 使用料及び賃借料:150,000円				
事業の目的	地元西区の小学生を対象に浜名湖の生態系を学んでもらうことを通して、環境保全について学習を行う。				
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・座学にて浜名湖の自然について学習する。 ・いかり瀬へ船で上陸し、水辺にすむ生物を観察する。 ・対象は、浜松市内の小中学生及びその保護者(1回当たり参加者25名) 				
事業効果	<p>日頃触れることが少ない浜名湖に生息する海洋生物について学ぶことにより、浜名湖に関心を持ってもらう。</p> <p>西区の主要産業の一つである水産業の現状(漁獲量の減少や水質の変化など)を学習し、理解を深めてもらう。</p>				

行政推進会議における審査結果	市執行上限額	169,000円
<p>【審議・採点】</p> <p>25点満点中 17.4点</p> <p>【審査結果】</p> <p>採択の対象と考える。</p> <p>【委員から出た意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜名湖の自然を守り、きれいな環境を維持していく一助となるべく、子どもたちにしっかりと伝えて頂きたい。 ・安全対策を講じた上で、子どもたちに浜名湖の自然を体験させてあげて欲しい。 ・西区の地域資源である浜名湖の魅力や自然環境を継承していくことは重要なことであり、その効果が大きい期待できる事業である。 		

第9回西区協議会 参 考 資 料

- 1 浜松市住民主体サービス事業費補助金の手引き（抜粋） P 1
- 2 浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱（抜粋） P 7
- 3 新型コロナウイルスワクチン追加接種について P 11
- 4 令和4年度 西区協議会の開催日程について P 13

浜松市
住民主体サービス事業費
補助金の手引き

※抜粋

※これは抜粋です。
浜松市のホームページからダウンロードできます。

浜松市
高齢者福祉課

3 補助対象となる住民主体サービスについて

住民主体サービス事業費補助金の対象となるサービスは、サービス区分一覧のとおりです。

サービス区分一覧

ゴミ出しも含まれます。

訪問サービス	掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助。 ただし、 <u>要支援者及び事業対象者1人あたり月に1回以上サービスを提供し、団体として月に延べ4回以上のサービスの利用が見込まれること。</u>
通所サービス	趣味活動、交流、体操、運動等の自主的な通いの場の提供。 ただし、登録人数が10人以上（中山間地域については5人以上）であり、やむを得ない場合を除き、団体として月に延べ2回以上実施すること。
移動支援サービス（ア）	通院等の送迎前後の付き添い支援。 ただし、要支援者及び事業対象者1人あたり月に1回以上サービスを提供し、団体として月に延べ4回以上のサービスの利用が見込まれること。
移動支援サービス（イ）	異なる団体が実施する通所サービス会場への送迎。 ただし、要支援者及び事業対象者1人あたり月に1回以上サービスを提供し、団体として月に延べ4回以上のサービスの利用が見込まれること。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 実施の全部を第三者に委託する場合
- (2) 営利を目的とする場合
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする場合
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認める場合
- (5) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込のある場合
- (6) 国、他の地方公共団体の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込のある場合

住民主体サービス事業費補助金の対象となる団体は、次の条件1及び2に該当する団体です。

補助対象団体

条件1	次のいずれかに該当する市内の団体 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町又は字その他市内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 (2) 地区社会福祉協議会 (3) 特定非営利活動法人 (4) ボランティア団体（市内のいずれかのボランティア連絡協議会加盟団体に限る。） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める団体
条件2	次のいずれにも該当する市内の団体 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内で住民主体サービスを実施予定又は実施していること。 (2) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないこと。 (3) 市税を完納していること。

4 補助対象となる経費について

住民主体サービス事業費補助金の対象となる経費は、補助対象団体が実施する補助事業に係る経費で、対象経費一覧のとおりです。

対象経費一覧

謝礼金	サービス提供のコーディネート（利用に関する相談受付、連絡調整等）を行うボランティアに係る謝礼金や <u>直接要支援者等に対しサービスを提供するボランティアに係る謝礼金</u> 。 ただし、 <u>ボランティア1人あたり500円/回を限度とする。</u>
消耗品費	補助事業の実施に要する事務用品等の購入費。 ただし、2万円未満のものに限る。
燃料費	補助事業の実施に要する自動車の燃料費。 ただし、20円/kmを限度とし、移動支援サービス（イ）（燃料費を利用者から徴収しない場合）に限る。
光熱水費	補助事業の実施に要する電気料等。
印刷製本費	補助事業の実施に要する資料等印刷物の作成費、印刷費。
通信費	補助事業の実施に要する電話料、郵便料等。
保険料	ボランティア保険や自動車保険等の加入に要する保険料。
会場使用料	補助事業の実施に要する会場の使用料。
車両使用料	補助事業の実施に要する車両リース料等。 ただし、移動支援サービス（イ）に限る。
研修受講費	補助事業の実施に必要となる知識や技術を身につけるための研修受講費。
改修費	高齢者の安全性や利便性を確保するために必要な総額20万円以下の軽微な改修に要する費用。 ただし、通所サービスに限る。 （例）手すりやスロープの設置、トイレの改修 等
その他	上記の他、補助事業の実施に要する経費として市長が相当と認めるもの。

※ただし、次のいずれかに該当する経費は、対象外経費となりますのでご注意ください。

- (1) 施設整備の費用（20万円以下の軽微な改修費を除く）
- (2) サービス利用者に対する支援と直接関係がない費用（従業員の募集・雇用、広告・宣伝に要する費用等）
- (3) 飲食費（茶菓、弁当、飲酒）
- (4) おみやげ代、イベント時の景品代
- (5) 車両の購入費、修繕費、車検費用
- (6) 他事業や個人の経費と明確に区別できないもの

※対象経費については、支払った金額を証明する書類（領収書等）が実績報告の際に必要なとなりますのでご注意ください。

5 補助金額について

住民主体サービス事業費補助金の額は、別表3及び別表4に定める額です。
 なお、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

別表3

③ 訪問サービス	補助の対象となる経費（改修費以外）の合計額又は別表4に掲げる限度額（改修費以外）のいずれか少ない額。
通所サービス	次に掲げる額の合計。 (1) 補助の対象となる経費（改修費以外）の合計額又は別表4に掲げる限度額（改修費以外）のいずれか少ない額。 (2) 補助の対象となる経費（改修費）の合計額の2分の1又は別表4に掲げる限度額（改修費）のいずれか少ない額。
移動支援サービス（ア）	補助の対象となる経費（改修費以外）の合計額又は別表4に掲げる限度額（改修費以外）のいずれか少ない額。
移動支援サービス（イ）	補助の対象となる経費（改修費以外）の合計額又は別表4に掲げる限度額（改修費以外）のいずれか少ない額。

【例】利用者が2人の場合の補助金は、年間で18万円が上限となります。

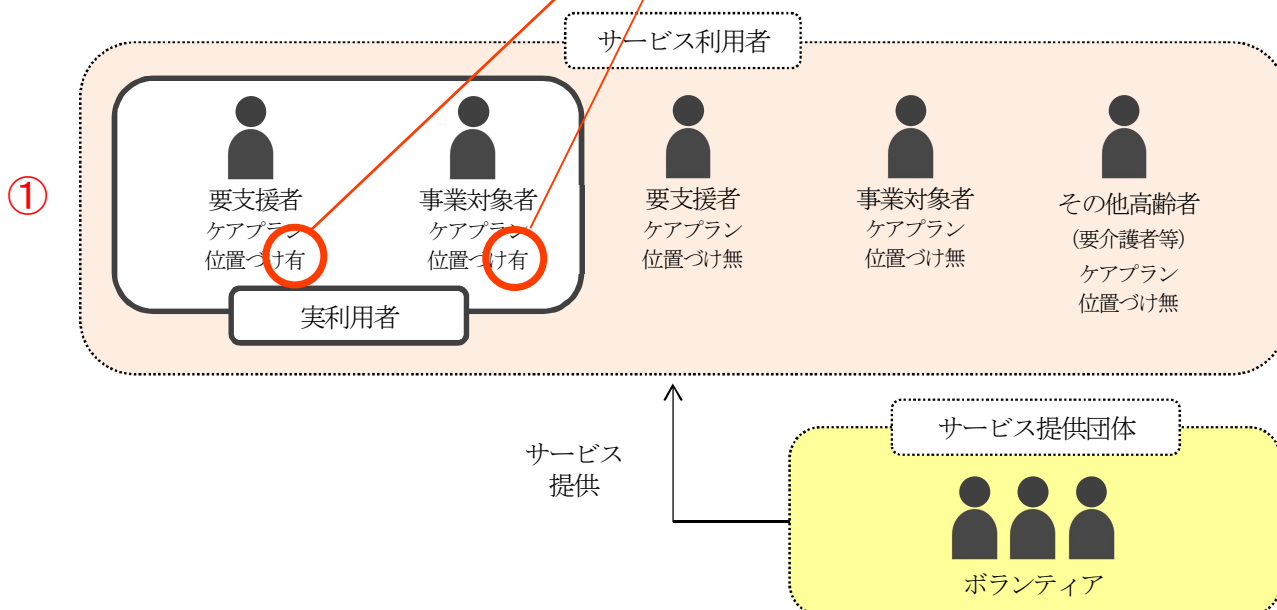
別表4

実利用者数	限度額	
	改修費以外	改修費
② 1～5人	18万円	10万円
6～10人	36万円	10万円
11人以上	54万円	10万円

実利用者数について

ケアプランに位置づけられていることが重要です！

別表4の実利用者数とは、当該住民主体サービス利用者のうち、当該住民主体サービスの利用がケアプランに位置付けられている要支援者及び事業対象者の人数です。要支援者及び事業対象者であってもケアプランに位置付けられていない場合は、実利用者数に含めることができません。



【例】

下記の例では高丘正義さんのゴミ出しがケアプランに位置づけされ、ボランティアの浜松華子さんに謝礼金が支払われている場合補助対象となります。

利用記録（訪問サービス、移動支援サービス（ア））

令和3年度

団体名称：ハツラツ浜松

利用者名		高丘 正義		
No.	実施日	サービス内容	利用者区分	従事者
1	令和3年4月1日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
2	令和3年4月8日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
3	令和3年4月17日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
4	令和3年4月26日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
5	令和3年5月5日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
6	令和3年5月11日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
7	令和3年5月16日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
8	令和3年5月22日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
9	令和3年5月29日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
10	令和3年6月10日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
11	令和3年6月17日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
12	令和3年6月21日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
13	令和3年7月20日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
14	令和3年7月30日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
15	令和3年8月15日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
16	令和3年8月21日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
17	令和3年8月30日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
18	令和3年9月18日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
19	令和3年9月25日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
20	令和3年10月20日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
21	令和3年11月1日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
22	令和3年11月15日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
23	令和3年12月2日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
24	令和3年12月18日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援1	浜松 華子
25	令和4年1月15日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援2	浜松 華子
26	令和4年1月26日	ゴミ出し（8：00～8：30）	要支援2	浜松 華子
27				
28				

①事前準備（団体内部での検討・事前相談・要支援者及び事業対象者の把握）

生活ニーズを把握し、継続可能なサービスとすることが重要となりますので、十分な検討期間が確保できるように余裕を持って事前準備を行ってください。事前準備の一例は、次のとおりです。

（1）高齢者の生活ニーズの把握

高齢者の生活ニーズは、誰かとつながっている安心感や掃除、洗濯、買い物、調理等の日常的な家事、外出して日常生活に必要なものを購入すること、趣味を通じた仲間との交流、地域に居場所や役割があるか等、様々な要素により成り立っています。

しかし、身体機能の低下等により生活ニーズが満たされなくなってくることがあります。生活ニーズが満たされなくなってくことで、生活への不満を感じることも多くなります。

生活ニーズを把握する方法としては、自治会の協力を得て回覧板を活用したアンケート調査の実施や、該当地域を担当する地域包括支援センターへの聞き込み等が挙げられます。十分に生活ニーズを把握することが、継続したサービス実施につながっていきます。

（2）できることを考える

生活ニーズが把握できたら、何ができるのかを考えてみましょう。直接的に生活ニーズを解決できるものでなくてもかまいませんので、できる限り多くのできることを書き出してみることが大切です。できることを組み合わせることで、生活ニーズの解決につながることもあります。

（3）おおまかなサービス内容の決定

地域の生活ニーズとできることを確認したら、おおまかで構いませんので、どのようなサービス内容にするか検討してみましょう。もしサービス内容を決定する際に迷った場合は、先行地域を訪問して、サービスの仕組みや条件等を参考にするとイメージがしやすいかもしれません。この他、継続的なサービス提供を行うために利用者負担金をいくらにするか、ボランティアへの謝礼金をいくらにするか等も忘れずに検討しましょう。

（4）補助金活用の検討

おおまかなサービス内容が決定したら、補助金の活用について検討しましょう。補助金を活用する場合は、要綱等に定められた各種要件を満たす必要があります。また、申請書類や各種資料の作成、実績管理等の事務処理も必要になります。補助金を活用するにあたっては、相談窓口までご連絡ください。

（相談窓口）高齢者福祉課 生きがい・長寿政策グループ TEL:053-457-2789

（5）サービス内容及びサービス提供体制の決定

これまでの検討結果を基にサービス内容やサービス提供体制を決定しましょう。

（例）通所サービス 浜松ささえあいサロン

実施内容：健康体操、趣味活動、高齢者のための各種講座、送迎有

実施頻度：月2回（第2水曜日、第4水曜日の9：00～12：00）

実施場所：浜松ささえあい事務所講座室

対象者：浜松市内の高齢者のうちサービス利用登録者

利用者負担金：有（送迎の有無に関わらず1回500円、年会費なし）

ボランティア謝礼：有（1回500円）

保険：ボランティア保険加入

補助金活用：有

実施開始日：令和3年4月1日

※移動支援が伴う場合は、実施内容を運輸支局等に説明し、道路運送法に抵触しないか必ず相談・確認してください。

浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。）及び浜松市文化財保護条例（昭和52年浜松市条例第28号。以下「市条例」という。）の規定により指定及び選択された市内に所在する文化財の保存と活用を図り、市民の文化向上に資するため、文化財保存事業（以下、「補助事業」という。）を行う者（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において補助事業とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づく国庫補助金の交付を受ける事業
- (2) 静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び静岡県文化財保存事業費補助金交付要綱、指定文化財管理事業費補助金交付要綱に基づく県費補助金の交付を受ける事業
- (3) 法、県条例及び市条例の規定により指定及び選択された文化財の保存事業

(補助対象及び補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 建造物保存修理事業
- (2) 美術工芸品保存修理等事業
- (3) 無形文化財伝承・活用等事業
- (4) 有形民俗文化財修理等事業
- (5) 民俗文化財保存伝承・活用等事業
- (6) 記念物保存修理事業
- (7) 天然記念物保護事業
- (8) 指定文化財管理事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 補助事業に要する経費のうち、交際費、食料費、慶弔費
- (2) 史跡、名勝において、当該文化財を有料公開している補助事業者が行う荒廃防止事業

- 3 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 有形文化財、有形民俗文化財、記念物については、所有者
 - (2) 無形文化財については、保持者、保持団体その他保存に当たることを適当と認める者
 - (3) 無形民俗文化財については、その保存に当たることを適当と認める者
 - (4) 指定以外の無形民俗文化財については、適当と認める者
- 4 前項に規定する補助事業者は、市税を完納している者とする。

(補助率等)

第4条 補助金の交付は、補助事業者に対して単年度を限り行うものとし、その補助額は毎年度予算の範囲内において、補助事業に要する経費の2分の1以内とする。ただし、第2条第1号又は同条第2号の事業については、採択事業費から国及び県の補助金額を差し引いた額の2分の1以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表のとおり定める額を限度とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に定める書類各1部をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 市税の納付状況を市が確認することについての同意書（市税納付確認同意書）（第4号様式）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- (6) 給与所得者を雇用する事業者の場合、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(決定通知)

第6条 補助金の交付決定は、補助金交付額決定通知書（第6号様式）により通知する。

(変更の承認申請手続)

第7条 補助事業者は、第5条第1号に定める補助事業の変更をしようとする場合には、次の各号に定める書類各1部をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更承認申請書（第7号様式）
- (2) 変更収支予算書（第2号様式）
- (3) 変更事業計画書（第3号様式）

別表（第4条第2項関係）

（単位：千円）

区分	事業区分	対象事業	補助率	限度額
第2条第1号の補助事業	建造物保存修理	屋根葺替、解体修理等の保存修理	国庫県費補助残額の1/2以内	30,000
	美術工芸品保存修理等	美術工芸品の修理等		1,666
		保存施設整備		5,000
	無形文化財伝承・活用等	伝承者養成、現地公開、記録作成等		1,666
	有形民俗文化財修理等	有形民俗文化財保存のための修理、環境整備		1,666
	民俗文化財保存伝承・活用等	伝承基盤整備、記録作成等		1,666
	記念物保存修理	記念物保存のための修理、環境整備等		1,666
天然記念物保護	天然記念物保護、増殖	1,666		
第2条第2号の補助事業	建造物保存修理	屋根葺替、解体修理等の一般保存修理	県費補助残額の1/2以内	7,500
		屋根葺替、解体修理等の大規模保存修理		18,000
	美術工芸品保存修理等	美術工芸品の修理等		3,750
		保存施設整備		12,500
	無形文化財伝承・活用等	伝承者養成、現地公開、記録作成等		3,750
	有形民俗文化財修理等	有形民俗文化財保存のための修理、環境整備		3,750
	民俗文化財保存伝承・活用等	伝承基盤整備、記録作成等		3,750
	記念物保存修理	記念物保存のための修理、環境整備		3,750
	天然記念物保護	天然記念物保護、増殖		3,750
指定文化財管理	防災設備保守点検等、史跡・名勝の荒廃防止、建造物等の環境保全	1,000		
第2条第3号の補助事業	建造物保存修理	屋根葺替、解体修理等の保存修理	対象経費の1/2以内	30,000
	美術工芸品保存修理等	美術工芸品の修理等		7,500
		保存施設整備		25,000
	無形文化財伝承・活用等	伝承者養成、現地公開、記録作成		7,500
	有形民俗文化財修理等	有形民俗文化財保存のための修理、環境整備等		7,500
	民俗文化財保存伝承・活用等	伝承基盤整備、記録作成等		7,500
		伝承活動		70
	記念物保存修理	記念物保存のための修理、環境整備等		7,500
	天然記念物保護	天然記念物保護、増殖		7,500
指定文化財管理	防災設備保守点検等、史跡・名勝に荒廃防止、建造物等の環境保全	30		

新型コロナウイルスワクチン追加接種について(お知らせ)

2月17日現在

本市の新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、今後の接種券発送スケジュールおよび接種間隔に関してお知らせします。

1 一般の方および高齢者への追加接種

2月4日(金)に発送した約3万2千人については、予約状況に空きがあったため接種可能日の記載に関わらず6カ月が経過していれば接種可能の取り扱いとしました。

集団接種会場の予約状況にはまだ空きがあるため、2月16日(水)の発送分についても引き続き接種可能日の記載に関わらず6カ月が経過していれば接種可能の取り扱いとします。

○令和3年度内発送予定

対象者	人数	発送日	取り扱い
2021年8月末接種完了者(高齢者以外)	約10万6千人	2月16日(水)	⇒ 6カ月経過していれば届き次第接種可能
2021年9月末接種完了高齢者	約1万人		
2021年9月末接種完了者(高齢者以外)	約13万5千人	3月4日(金)	⇒ 高齢者は6カ月経過していれば届き次第接種可能
2021年10月以降接種完了者	約10万2千人	3月15日(火)	

※郵便法改正により配達日が変更されています。

※3月以降に発送される接種券の取り扱いを予約状況等により変更する場合は、改めてお知らせします。

2 小中学生(12歳~15歳)への初回接種

12歳から15歳(中学生)までのお子さまを対象とした初回接種専用の集団接種会場を開設します。

接種場所	1回目接種日	2回目接種日	接種人数等
浜松市東部保健福祉センター (南区青屋町300 いきいきプラザ天竜川2階)	3月5日(土)	3月26日(土)	・それぞれの日において360人 ・14:00~17:00 の3時間開設
	4月2日(土)	4月23日(土)	
	5月7日(土)	5月28日(土)	

※使用ワクチンはファイザー社製ワクチン(コミナティ筋注)です。

※事前に予約が必要です。(1・2回目セットでの予約となります)

※6月以降の開設については、予約状況等により判断することとします。

令和4年度 西区協議会の開催日程について

	月日	備考
令和4年	4月 27日 (水)	
	5月 25日 (水)	
	6月 15日 (水)	
	7月 27日 (水)	
	8月 24日 (水)	
	9月 28日 (水)	
	10月 12日 (水)	
	11月 16日 (水)	
	12月 21日 (水)	
令和5年	1月 25日 (水)	
	2月 22日 (水)	
	3月 15日 (水)	

開始時刻：午後1時30分

※ 開催場所は舞阪協働センター1階ホールを予定しています。